

Fair Trade Laws における非契約者条項の 違法性

谷 原 修 身

はしがき

〔I〕 Fair Trade Laws の成立事情

〔II〕 非契約者条項の論争点

(1) 古典的制度論

(2) 違憲論

〔III〕 最近の動向

結 び

は し が き

従来、アメリカ合衆国における再販売価格維持制度論争の展開は、その動機及び経済的効果に関する限りでは他国の論争と共通点を有すると云えるが、その法的規制による政策的アプローチに関しては顕著な特殊性を持つことが指摘される。即ち、合衆国における各州は独自の憲法を持ち、更に各々の立法権、司法権を持つと云う政治的細分性を採用する故に、再販売価格維持制度も state-by-state アプローチに委ねられていることである。従って、この政治機構が、合衆国における、この制度に与える影響は多大であり、解決への道を一層至難なものとしていることは事実であろう。

本稿は、合衆国における再販売価格維持制度論争の中心点とも云うべき Fair Trade Laws を分析し、論点を非契約者条項 (non-signers clause) に限定することにより、その問題点を指摘することを目的とする。

〔I〕 Fair Trade Laws の成立事情

合衆国においては、シャーマン法制定以前における再販売価格維持契約は非難されな⁽¹⁾か
った。しかし、1908 年に至り、著作権者が、著作物に規定価格以下での再販売を禁止する⁽²⁾
旨の注意書 (notice) を付加して販売したことがシャーマン法に反すると判定されたこと
に端を発し、合衆国最高裁の禁止判決を見るに至った。

⁽³⁾
Dr. Miles Medical 事件において最高裁は、原告 Dr. Miles 社の維持する協定は、製品

を手離した後に、その価格を維持し、取引者間の競争を防止することを意図したものであり、卸売業者間、小売業者間の競争を実質的に減殺し制限したものであるので、シャーマン法に違反すると判定した。

この判決の後に、小売業者間においては、立法によって保護規制を設けることの必要性が認識されるに至ったが、実際に州法を制定し再販売価格支配を許可したのは、しばしば、「トラストの母」と呼ばれたニュージャージー州のみであった⁽⁴⁾。この法令は、1913年に通過し1915年、1916年に改正され、商標品のメーカーの暖簾 (goodwill) を保護するために注意書 (notice) によって再販売価格を決定することを許し、メーカーや他の被害者が訴訟を提起することを可能とするものであった⁽⁵⁾。

他方において、連邦の立法を要求する運動は、1914年に再販売価格維持を合法とする2法案 (Stevens Bill と Metz Bill) の議会への提出に始まり、以後、同様な法案が会期毎に提出され、1931年に至り Kelly 法案が下院を通過したが上院の同意を得ることができず、更に、Capper-Kelly 法案の提出も粉碎される結果に終わった⁽⁶⁾。

この様な状況において、カリフォルニア州では、薬種商 (druggists) を中心とするグループが、連邦の立法の実現が困難であることを認識し、せめて州法による法的保護の確立を要求する運動を展開した。この成果が、1931年のカリフォルニア州法の制定であった。

従って、Fair Trade Act の名称を持つこの法令は、合衆国議会によって承認されえなかった Capper-Kelly 再販売価格法案を州内に適用したものである所から、“the Junior Capper-Kelly Bill” と呼ばれた⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

この法令の目的は、著名な商標、ブランド、もしくは名称にもとづく標準品質の商品の配給において、有害で非経済的な慣行による損害から商標権者、配給者、大衆を保護することである⁽⁹⁾。そして、再販売価格支配が許されるのは、“商品が他の同種類の商品と公正 (fair) で公開的 (open) な競争において販売される場合”であり、この場合、“買手は、この商品を売手によって規定された価格以外で再販売しえないこと”が規定されている⁽¹⁰⁾。更に、この法は、いわゆる“横の協定”には適用されないことを明記している。

しかし、この法令が、契約によってのみ再販売価格の決定を実施できるとすることは、その効果の点において不十分であることが明らかとなった。即ち、著名なメーカーの商標品は、種々の経路を経て小売業者に入手されるので、これらのすべての小売業者と個別的に契約を締結することによってのみ目的が達成されるとすれば、その効果は稀薄なものとなるからである。

そこで、この法令は、1933年に改正され、たとえ契約していない者でも、契約によって規定された価格を知っていたと云う証拠があれば、その規定価格の拘束を受けると云う、いわゆる、非契約者条項 (non-signers clause) を付加した。

Fair Trade Laws における非契約者条項の違法性

この改正を受けた Fair Trade Law は、当時の各州の要求を満足させる法形態として多くの州のモデルとして模倣された。その後、1936年に合衆国最高裁がカリフォルニアとイリノイの Fair Trade Law の合憲性を支持することを宣言するに至って、この Fair Trade 運動は一層の発展を示し、小売薬種商の全国的な組織である NARD(National Association of Retail Druggists) が新に Fair Trade Law を起草し、これをモデルとして採用した州も多い。

合衆国の各州は、少数の州を除き、全⁽¹²⁾んどが、この Fair Trade Laws を採用しており、カリフォルニア法をモデルとする旧型と、この NARD 案を採用する新型と、両者の混合である混合型のいずれかに分類される。

この法形態について、旧型と新型との間に見られる相違点は、新型が Fair Trade Laws の目的を拡大し明確にした点の他に、次の三点に要約される。⁽¹³⁾

1. 旧型が再販売価格の指定について“規定価格”(the price stipulated)とするのに対して、新型は“販売者によって規定された最低価格”としていること。
2. 新型がギフト(gifts)、クーポン(coupons)、組合せ販売(combination sales)等の間接的な価格切下げ方法を再販売価格制限の違反とすること。
3. 新型が、再販売価格の設定者を商標権者もしくは、商標権者によって特に許可された配給者に限定したこと。

かくして、合衆国最高裁判決による支持と州における Fair Trade Laws の採用は、この運動の提唱者にとっては大きな勝利を意味するものであったが、未だ連邦法による制約から免れることはできず、最後の段階としての連邦 Fair Trade Law の制定が望まれた。その結果、1937年の会期末にコロンビア特別区の予算案の補足条項として、シャーマン法の改正案が提出され、ルーズベルト大統領の反対に会いながらも、⁽¹⁴⁾戦略的な効果の故に採用されたのがミラータイディングス法である。⁽¹⁵⁾

この法の制定により、Fair Trade Law を持ち、再販売価格維持が適法と認められている州においては、シャーマン法の適用が除外され、更に、この州法を持たない州から導入された商標品にも、シャーマン法の適用除外がなされると考えられ、少なくとも1951年5月までは信じられていた。

しかし、Schwegman Brothers ⁽¹⁶⁾事件において、最高裁が、Miller Tydings 法は契約と協定に対してのみ適用されるものであって、非契約者にまで拡張されないことを明らかにした為、その後、価格競争が一層激化したと云う報告を受けた議会は、1952年にシャーマン法の適用除外を non-signer ⁽¹⁷⁾にまで拡張することを規定した McGuire 法を制定せざるをえないこととなった。

かくして、1933年に制定された非契約者条項は、連邦法の制約を排除したと云えるが、

一方では、合衆国における再販売価格維持制度論争を拡大化し、且つ複雑化したことは否定できない事実である。

以上に、Fair Trade Laws の成立過程を概略して述べたが、これらの法の評価に際して第一に考慮されるべきことは、立法的背景、特に経済事情であろう。その意味からも、1920年代後半に突如として全世界を襲った大恐慌の渦中で生まれた Fair Trade Laws の性格が、この経済的背景からの影響を内包しているであろうことは推測されることであって、この点から分析を試みることも意義のあることと考えられる。大恐慌に伴うデフレ的市場においては、経済的コントロールを目的とする多くの処置が取られ、Fair Trade Laws に対する反対勢力も緩和され、更に、商取引における price cutting は、メーカーや小売業者に対する大きな弊害となると云う認識が立法部のみでなく、⁽¹⁸⁾ 法廷にも浸透していたであろうと考えることは当然のことである。

そもそも、再販売価格維持制度は、その起源を19世紀末に遡り、その立法要求も、単に経済的不況に伴う現象としてのみ理解することは正当ではないが、少なくとも、Fair Trade Laws の制定と1933年改正による non-signer 条項の承認に見られる一連の立法要求は、果して、この世界的不況期における経済的要因なくして理解できるか否かについては疑問を持たざるを得ない。この点については、節を改めて検討することにした。

- (1) Fowle v. Park, U.S. L. Ed. 67, 1889.
- (2) Bobbs-Merrill Co. v. Straus, 1908.
- (3) Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 1911.
- (4) R. Johnson, W. Ingersoll, G. Montague, *The control of Resale Prices*, Chicago, 1936, p. 111.
- (5) Ewald T. Grether, *Price control under Fair Trade Legislation*, New York, 1939, pp. 14~15.
- (6) Rudolf Callman, *The Law of Unfair Competition and Trade-marks*, 2d. ed., Chicago, 1950, p. 443.
- (7) California law of 1931, chap. 278, Section 5.
- (8) Ewald T. Grether, "Experience in California with Fair Trade Legislation Restricting Price cutting", *Calif. L. Rev.*, 1936, vol. 24, p. 641.
- (9) California Law of 1931, chap. 278.
- (10) California Law of 1931, chap. 278.
- (11) Old Dearborn Distrib. Co. v. Seagram Distillers, 1936; The Pep Boys, & Jach v. Pyroil Soles, 1936.
- (12) Fair Trade Laws を持たない州は、Texas, Missouri, Vermont の3州と、連邦政府の直接管理とされる Columbia 特別区。
- (13) Rudolf Callman, *ibid.*, pp. 467~480.
- (14) 大統領は、この法案に反対したが、コロンビア特別区の必要な予算が得られなくなるので、拒否権の行使ができなかった。Neal A.D., *The Antitrust Law of the U.S.A.*, Cambridge, 1960, p. 348.
- (15) Miller-Tydings Act 1937.

- (16) Schwegmann Bros. v. Calvert Distillers Co., St. 1951.
- (17) The McGuire Act. 1952.
- (18) Ewald T. Grether, *ibid.*, p. 649.; Note, *The Yale Law Journal*, vol. 49, 1939, p. 146.

〔II〕 非契約者条項の論争点

既述した如く、カリフォルニア法を出発点として合衆国全域に及ぶ程拡張された Fair Trade Laws の二大支柱は、商標品の再販売価格を規定する契約が州のいかなる法令にも違反しないことを宣言した⁽¹⁾こと、および、直接に契約を締結しない取引者を拘束することを可能とした、非契約者条項の適用である。特に、非契約者条項は伝統的な商取引の法理から見て、特殊な地位を保持していると考えられる為、この制度の提唱者は有効な処置である⁽²⁾と考えるのに対して、この制度に反対する者には、法制度の没落現象と考えられる傾向がある。従って、この制度をめぐる判例および学説も賛否両論に分割されていると考えられる。以下に、それぞれの論点を分析するが、ここでは、その理論的根拠から2つに分類して整理してみたい。

(1) 古典的制度論

先ず第一の論考は、非契約者条項を、従来の再販売価格維持制度の古典的肯定論の発展的形態と考え、これを肯定する立場である。

この論理は、1936年の合衆国最高裁判決に代表される。イリノイ州 Fair Trade Law⁽³⁾を取扱った Old Dearborn 判決⁽⁴⁾における問題点は、この法の第一条と第二条は、財産の所有者が価格を自ら決定する権利を否定する効果を持つので、価格決定法的機能を持つことであつた。これに対する最高裁の見解は次の如くである。(a)この法の第一の目的は、商標、ブランド、名称などにより同一化された商品の生産者の Goodwill の保護であること。(b)この目的に従つた価格制限は適切な手段であり、この法は憲法に違反しないこと。(c)生産者の規定した価格以下で販売することは Goodwill に対する侵害であり、不正競争として非難されること。

この判決を踏襲する判例は多く見られる。⁽⁵⁾例えば、二つの州の最高裁が非契約者条項の合憲性を支持した事件における論拠は、基本的に Old Dearborn 判決に依拠しながら、⁽⁶⁾衡平法理論を応用している。即ち、州と連邦の Fair Trade Laws の非契約者規定は、少くとも、衡平法上の用役権 (equitable servitude) に課された不干渉の義務に類似する所の財産権もしくは契約権に対する衡平法上の不干渉の義務に等しいものを課すことであり、non-signer がメーカーの規定価格以下でメーカーの商品を再販売することから生ずる契約権に対する干渉は、契約した者が、その契約に違反して price cutting をするような経済的圧力を与えることになつた。

以上に述べた論拠が、合衆国における Fair Trade Laws を肯定し非契約者条項の合憲性を支持する為の骨子となるものである。この理論的正当性および政策的妥当性についての検討を、次の批判論を分析することにより試みたい。

(2) 違 憲 論

第2の論考は Fair Trade Laws 肯定論に対する批判論から成り、主として、その成立過程における時代背景に注目し、肯定論の理論的前提の不当性を指摘し、究極的に、これらの立法が州憲法および連邦憲法に違反するものであることを主張する。

(a) 成立過程からの批判

まず第一の批判は次の如く要約できる。

1. Fair Trade Laws の制定に対する要求は、世界的大恐慌に襲われた資本主義経済体制の動揺に伴う販売価格の乱れと、中小企業の倒産の激化と云う外的要因から、南北カリフォルニア州の菓種商団体が中心勢力となり強力に推進されたが、メーカーは、むしろ、無関心であったこと⁽⁷⁾。
2. この法の目的は、メーカーの Goodwill の保護ではなくて、(i)小売業者のマージンの保証、(ii)小売業者間の競争の減殺であること⁽⁸⁾。
3. 肯定論者は、Fair Trade の実施は原則として契約に依存すると主張するが、これは Fair Trade Laws を肯定する為の歴史的、形式主義的な虚飾であり、この法の中心は、非契約者を規定価格に拘束することを目的とする強制的価格決定法である⁽⁹⁾。
4. 非契約者条項の制定は、衡平法上の理論の展開と無関係に、この手段の利用効果を知った集団の圧力に帰因すること⁽¹⁰⁾。

以上の主張は、Fair Trade Laws の存亡をも左右する核心的なものであり、従って、一方的な結論から望ましい結果が導かれると云う性格を有するものではない。しかし、少くとも、第一の古典的的制度論においては、第二の批判論の指摘する如く、制定時における社会背景の認識の欠如と云う欠陥を免れえないと考える。この法の制定に対する圧力集団である NARD は、(i)パンフレットや公報によって情報活動をし、(ii)州の立法部や、政府の要人の知人、友人を指定し、議会に接近したこと⁽¹¹⁾。更に、この時期における社会感情は、中小企業 (“little fellow”) に同情的であったことも、この法の制定を容易にしたと考えられること⁽¹²⁾。又、メーカーの Goodwill を保護することを強調することによって、伝統的な再販売価格維持制度の利用を容易にし、法廷の判定根拠を明確にすると同時に、法廷による、価格決定法に対する嫌疑を晴らすことに有利であったことも考慮されるべきであろう。

以上の根拠から、私論は、肯定論の理論的根拠が確固たる基礎により構成されるものではないことを指摘することが可能であると考えるのである。

次に、第二の批判点を分析する。

(b) 違憲論

非契約者条項を含む Fair Trade Laws が、州憲法および連邦憲法に違反するとする論拠は次の如く要約できる。

1. Fair Trade Laws の名称が条文の内容と一致していないこと。⁽¹³⁾
2. 私的な個人に立法権を不当に委任すること。⁽¹⁴⁾
3. 商品の所有者が自由に販売する権利を制限することは、州および連邦憲法の正当な法の手続 (due process of law) の規定によって任意の立法的侵害から保護されるべき自由と財産権の侵害であること。⁽¹⁵⁾

これらの批判の基礎となるアメリカ憲法は、1788年6月21日に批准を受け1789年に発効して以来、何度か修正を受けたが、大きな修正としては、発効直後の修正第1条から第10条にわたる、いわゆる「権利章典」の追加と、南北戦争の結果の修正第13条から第15条、更に、19世紀末からの要請に応じて20世紀初頭に行なわれた修正である。⁽¹⁶⁾

今、Fair Trade Laws が問題とされているのは、修正第5条と修正第14条である。この両規定は、合衆国のいかなる人も、“正当な法の手続(due process of law)”によらずに、生命、自由または財産を奪われることはないし、又、いかなる州も、これを奪ってはならないことを明記している。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

従来、議会や州の立法部は、経済的統制を行う場合、修正第5条と第14条の due process についての最高裁の解釈によって厳格な制限を受けて来たが、Nabbia 判決によってミルクの最低価格を決定する法令が支持されることによって、価格制限が許されるのは、公益企業的性格を持つ取引における場合のみであると云う古い理論は拡大されることになった。この結果、価格決定に対する制限として due process が適用されえないこととなり、州の立法部は、自ら望ましいと考える、いかなる経済政策に対しても自由に実施が可能となった。⁽²⁰⁾しかし、多くの州法廷は、州法に対する攻撃の基礎として due process 条項を主張し、立法部の正当な“police power”⁽²¹⁾の行使に対する法廷の判定の必要性を示している。そして、その判定基準は、立法行為が、公共の健康、安全、一般的福祉に貢献する事であるとされる。従って、小売業者が競争者の price cutting により被害を受け、又、メーカーの商標品の保護が必要であることを立法部が知ったとしても、その為に価格を統制することは、“すべての者”の福祉に寄与しないので違憲であると判定された。⁽²²⁾

以後、違憲性をめぐる判決は、Old Dearborn 判決を支持するものと、これを批判するものとに分けられる。第2 Schwegmann 事件で、最高裁が違憲性について判定を避けた為、この問題は何等の解決も示されなかった。⁽²³⁾

Fair Trade Laws の違憲性をめぐる問題は、その前提となる再販売価格維持制度の功罪論を含んでおり、経済学的分析の必要性が不可欠となるが、少なくとも、非契約者条項の持

つ強制的要素を否定する理論的根拠は、肯定論の中に見い出すことは不可能であると考えられ、その意味からも、この法の違憲性は問題とならざるをえないであろう。

- (1) California of Law, chap. 278, Sec. 4.
- (2) Cf. "The operation of Fair Trade Programs", *Harv. L. Rev.*, vol. 69, 1955, p. 317.
- (3) 合衆国最高裁は、2つの州の Fair Trade Laws の合憲性を支持した。(イリノイ, *Old Dearborn Dis. Co. v. Seagram Distillers Co.*; カリフォルニア, *The Pep Boys, Manny, Moe & Fack of California.*)
- (4) *Old Dearborn Distributing Co. v. Seagram Distillers Corp.*, 1936.
- (5) 同様な判決を下したもの; *Bourjois Sales Corp. v. Dorfman*, N.Y., 1937; *De Voin v. W. T. Grant Co. Calif.*, 1938; *Guerlain v. Woolworth*, N.Y., 1939.
- (6) *Grayson-Robinson Stores, Inc. v. Lionel Corp.* New Jersey, 1954; *Goody v. Raxor Corp.*, S. Klein on the Square, Inc. v. Lionel Corp. N.Y., 1954. cf. Walter Adams, "Resale Price Maintenance; Fact and Fancy", *Yale L. Jour.* vol. 64, 1955, P. 977.
- (7) Ewald T. Greather, *ibid.*, p. 648.
- (8) Note, *Yale L. Jour.*, vol. 49, 1939. 同趣旨の判決, *Broxmeyer v. Polikoff* 1940.
- (9) Harry Shulmann, "The Fair Trade Acts and the Law of Restrictive Agreements affecting Chattels", *Yale L. Jour.*, 1940, vol. 49, p. 615. 又, Schwegmann Bros. (1951) の論点の一つでもある。
- (10) Harry Shulmann, *ibid.*, p. 624.
- (11) F.T.C., *Report on Resale Price Maintenance* 1945, at 145.
- (12) B.P. McAllister, "Police Control by Law in the U.S.," *Law and Contemp. Prob.*, vol. 4, 1937, pp. 274~276.
- (13) *Bristol Myers Co. v. Lit Brothers*, 1939; *McGraw Elect Co. v. Lewis & Smith Drug*, 1955.
- (14) *McGraw, G. E. v. Wahle*, 1955.
- (15) *Shakespeare Co. v. Lippman's Tool Shop Sporting Goods Co.*, 1952. cf. Richard D. Rohr, S. Ed. "Recent Decisions," *Michi. L. Rev.*, vol. 51, 1953, pp. 452~455.
- (16) Bernard Schwartz, *American Constitution Law*, Cambridge, 1955, pp. 333~343.
- (17) Amendment., Article [V].
- (18) Amendment, Article [XIV].
- (19) *Nebbia v. New York*, 291, U.S. 502, 1934.
- (20) Note, *Harv. L. Rev.* vol. 69, 1955, pp. 350~351.
- (21) "Police Power" については, *Columb. L. Rev.*, vol. 53, p. 834, foot note 59 は、次の様に定義する。「州の市民の健康、安全、一般の福祉を規定する法を制定するための州の権力であって、州と連邦憲法の規定によって否定されないもの。換言すれば、立法部の力に対する法の決定である」
- (22) *Liquor Store, Inc. v. Continental Distilling Corp.*, 1949.
- (23) *Schwegmann Bros. Giant Super Markets v. Eli Lilly & Co.*, (5th Cir. 1953), cert. denied, 74 Sup. Ct., 71 (1953).

〔III〕 最近の動向

連邦的な動きとしては、未だ、McGuire 法の合憲性についての最高裁判決が出されてい

Fair Trade Laws における非契約者条項の違法性

ないので、大きな変化は見られていない。しかし、州法廷の判決と、その結果に対する立法部の対応策には、注目すべきものがある。

この州における動向は次の三つの形態に分類できるであろう。第一は、古典的なモデルとも云うべき Old Dearborn 判決を無批判的に踏襲するものである。この立場から、1958年の春に15州の州法廷が Fair Trade Laws の合憲性を支持した。⁽¹⁾

第二は、Old Dearborn 判決の理論的根拠を否定することにより、Fair Trade Laws の違憲性を主張する立場である。この立場に立つ判決は、第一の立場を支持するものの数を凌駕している程であり、⁽²⁾ その論拠は、第2 Schwegmann ケースにおいて主張された Holmes 判事の少数意見に代表される。

第三は、州法廷の攻撃を受け無効とされた非契約者条項に代る新しい立法理論の採用により、その批判を緩和する態度を装っているが、実質的には、古典的モデルを支持する立場である。すでに、フロリダ州において、法廷により Fair Trade Laws の違憲性が判定された三月後に、⁽³⁾ フロリダ立法部は新法令を制定し、この法の公共性を強調し、行政的な監督機関として、Attorney General に“finding of fact”の権限を与えた。この立法の目的は、明らかに非契約者条項に対する攻撃を避けることであるが、果して、この処置によって法廷の due process 基準を満足させる事が可能であるかについては疑問が残る。⁽⁴⁾

更に、ヴァージニア州とオハイオ州の立法部は、非契約者条項に代って、“implied contract”条項を導入した。この新規定においては、再販売価格が設定されていると云う注意書 (notice) を付加した商品を受取るものは、たとえそのメーカーから購入した場合でなくとも、その規定価格以下で再販売しない旨の契約をメーカーと締結したものと考えられることになる。

この新しい立法理論は、両州の最高裁判決によって支持された。⁽⁵⁾ Hudson 事件において、オハイオ Fair Trade Law の無効判決を要求した Hudson の主張に対して、⁽⁶⁾ オハイオ最高裁は、Old Dearborn 判決の論拠により、この新規定の合憲性を支持した。

この判決により、少くとも、次の点が指摘されると考える。

1. この判決は、Fair Trade Laws の批判者に大きな失望を与えたこと。彼等は、合衆国最高裁が、Schwegmann 事件において、Miller Tydings 法が Fair Trade Laws の非契約者条項に適用しないと判定したと同様に、この判決においても、McGuire 法が、この“implied contract”条項に適用しないことを宣言されることを期待していた。しかし、Goldberg 判事は、McGuire 法の non-signer 条項を判読し、ある小売業者とメーカーの間に現実の協定がある限り、州は州法にもとづいて非契約者を十分に拘束することが可能であり、その理論的根拠が、不法行為、暗示的契約 (implied contract)、もしくは、他のいかなる理論であっても良いことを主張した。

2. 法廷の立場は、すでに非契約者条項が不当であると判定された初期の判決を直接廃棄することなくして、Fair Trade Laws を支持することである。⁽⁷⁾
3. もし、メーカーが、小売業者と現実の契約を締結しない場合、この注意書を持つすべての小売業者に対して、州法の拘束が可能か否かについての問題が未解決のまま残されていること。
4. Fair Trade Laws の無効性を憲法に訴えることによって達成しようとするのが困難であることを示したこと。⁽⁸⁾

かくして、非契約者条項を含む Fair Trade Laws をめぐる最近の動きは、外形的な変動は認められても、本質的なものは、30年以前と同じ法認識を保持しているといえよう。

- (1) Kronteln Miller, Schwartz, *Modern American Antitrust Law*, 1958, p. 156.
- (2) General Electric Co. v. Thrifty Sales Inc. 1956, Utah 最高裁は、1952年以来、Fair Trade Law を支持した州は4であるにすぎないが、この違憲を判定した州は8であることは意義のあることであると述べた。cf. Kronteln Miller, Schwartz, *ibid.*, p. 157.
- (3) Florida Laws, 1949, c. 25, 204,
- (4) Note, *Harv. L. Rev.*, vol.63, 1950, p. 547,
- (5) Standard Drug Co. v. General Electric Co., 202 Virginia, 1960, appeal dismissed, 368, U. S. 4, 1961; Hudson Distribs. Inc. v. Upjohn Co., 174. Ohio, st. 1963.
- (6) Hudson は、多数の小売店を持ち、被告 Upjohn の規定価格の注意書を付着した商標品をミンガンの卸売業者から購入し規定価格以下で再販売し、この様な規定価格を拘束するオハイオ Fair Trade Law が無効であることを法廷に申し出た。
- (7) Note, *Harv. L. Rev.*, vol. 77, 1964, p. 765.
- (8) Milton Handler, "Recent Antitrust Developments", *Michi. L. Rev.*, vol. 63, 1964, p. 93.

結 び

以上に、非契約者条項を含む Fair Trade Laws の違法性をめぐる論争を概観した。この論争の持つ本質は、経済的不況と云う特殊な外的要因を伴う制定目的が、法の理論的前提から分離したものであることに対する批判と、この批判に対する対応策としての立法的補修工作による対峙と云う単純な繰返しにすぎないと云えよう。勿論、そこには、再販売価格維持制度の持つ多面性と複雑さが荷担されている事実は看過されるべきではない。しかし、有効な解決策を求める動きを、その中に見い出しえない。

最近の動向に見られる如く、非契約者条項に対する賛否両論は平行線を辿っており、たとえ最高裁によって McGuire 法の合憲性が支持されたとしても、むしろ、論争の火を大きくするにすぎないと云えよう。⁽¹⁾

今、ここで、再販売価格維持制度について論じる余裕はないが、少くとも、この制度の初期における販売機構について指摘された如く、商標品に対するロス・リーダーから、メーカーの Goodwill を保護することの必要性の点から、この制度の功罪を論ずることは、もはや

Fair Trade Laws における非契約者条項の違法性

正鵠を射るものでないことは、多くの論者の指摘することであり、⁽²⁾ 立法的にも、変化が見られる。この Fair Trade Laws の影響を受けたと考えられる英国の制限的取引慣行法⁽³⁾の第25条は、非契約者条項と類似する規定を持っていたが、⁽⁴⁾ 1964年の再販売価格法の制定により、⁽⁵⁾ 廃止されるには至らなかったが、その適用は、1964年法の適用が除外される商品に限定されると解されている。⁽⁶⁾

英国の立法の具体的成果については明らかにされていないが、反トラスト法の先駆者であるアメリカも、⁽⁷⁾ 英国の立法から学ぶべき事があると考えられる。少くとも、その方向への歩みの必要性を認識することが期待されるべきであろう。

(1) Neale A. D., *ibid.*, p. 353.

(2) ロス・リーダーに対する最近の見解; (i) B.S. Yamey, *Resale price maintenance*, Chicago, 1966, pp. 17—18. 「再販売価格維持の議論においてロス・リーダーに対して払われた注意は、その本質的重要性や量的程度に比較して、全く不均衡なものである」 (ii) Alex Hunter, *Competition and the Law*, London, 1966, p. 215. 「最終的に消費者は、このロス・リーダーの受益者であり、この手段は競争技術として合法である」 (iii) L. A. Skeoch, “The Abolition of Resale Price maintenance; some notes of Canadian Experience”, *Economica*, 1964, 8, pp. 268—269. 「現代の商取引におけるロス・リーダーの競争的取引技術としての効力は失なわれている」

(3) The Restrictive Trade Practice Act, 1956.

(4) 第25条と non-signers clause との比較については、V. L. Korah, *The Modern L. Rev.* vol. 24, 1961. 参照。

(5) Resale Prices Act, 1964.

(6) Jeremy Lever, *The Law of Restrictive Practices and Resale Price Maintenance*, London, 1964, p. 78.

(7) cf. Geoffrey W. Harding, *North. Univ. L. Rev.*, vol. 61, 1966—67, p. 758.

〔完〕